

平成28年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1	職員の競争試験及び選考の状況	1 P
	(1) 採用試験	1 P
	(2) 採用選考	6 P
	(3) 昇任試験	7 P
	(4) 昇任選考	8 P
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成28年10月19日）の骨子	9 P
3	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	12 P
4	職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	13 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うこととしている。

なお、平成 16 年度からは身体障害者を対象とした職員採用選考試験も実施している。

(1) 採用試験

平成 28 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 646 名（対前年 23.0%の減）、初級試験 214 名（対前年 4.5%の減）、警察官 345 名（対前年 15.2%の減）となっている。（中級試験は実施なし）

なお、平成 28 年度に受験者確保のために行った広報活動は次のとおりである。

- ① 職員採用パンフレットの作成（8 ページ、2,500 部）
- ② 新聞への広告（4 回）
- ③ 求人情報転職サイトへの掲載（1 回）
- ④ 広報広聴課の行う広報媒体（さん SUN 高知、テレビ、ラジオ）による広報
- ⑤ 高知県職員採用ガイダンスの実施（平成 29 年 3 月 2 日間開催 246 人参加）
- ⑥ 学校、障害者団体等への試験案内の送付（約 690 件）
- ⑦ 大学での競争試験の概要説明及び就職説明会（13 大学、16 回）
- ⑧ 学校での土木職説明会（試験情報及び就職内容の説明）（5 回）
- ⑨ U・I ターン就職相談会等への参加（3 回）

ア 試験の種類等

平成 28 年度に行った採用試験の種類の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	(行政・TOSA以外) 教養試験 専門試験 (行政・TOSAのみ) 職務基礎力試験 職務適応性検査 論文試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 論文試験(技術以外)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	教養試験 小論文試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官A(男性)及びB(男性)の第1次試験は、警視庁(東京都)、大阪府警察本部及び兵庫県警察本部と共同で実施している。
2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする(以下、各表について同じ)。

イ 実施日程

平成 28 年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	配布開始	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級 (行政・TOSA を含む)	4月11日	4月11日 ～5月16日	6月26日	7月18日 7月30日～ 8月9日	8月19日
上 級 (特別募集)	12月1日	12月1日 ～1月5日	1月15日	2月4日～ 2月5日	2月23日
初 級	7月12日	8月19日 ～9月2日	9月25日	10月22日 11月6日～ 11月9日	11月17日
警察官 A (男性・女性)	4月11日	4月11日 ～5月23日	7月10日	7月24日 8月12日～ 8月16日	8月31日
警察官 B (男性・女性)	7月12日	8月19日 ～9月3日	10月16日	11月3日 11月10日～ 11月13日	11月25日

ウ 採用試験の実施状況
平成28年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア)上級試験

試験区分	採用予定人員	申込者数				第1次受験者数				受験率	第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (昨年倍率)							
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望			男性	女性	男性	女性	男性	女性									
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性																
行政	30	309	178	131	39	15	24	245	136	109	33	11	22	60	42	18	57	40	17	37	21	16	—	—	
警察事務	1	12	0	12	61	24	37	10	0	10	46	18	28	4	1	3	4	1	3	1	0	1	—	—	
学校事務	11	51	21	30	251	145	106	40	15	25	199	111	88	31	15	16	29	14	15	14	5	9	—	—	
選抜志望職種(事務職種)計	42	372	199	173	351	184	167	295	151	144	278	140	138	95	58	37	90	55	35	52	26	26	26	5.7	10.0
行政・TOSA	15	262		161	101		198		125	73		45	35	10	43	33	10	15	14	1	13.2	17.6			
土木	14	15		12	3		13		11	2		11	9	2	10	9	1	6	5	1	2.2	3.1			
建築	1	1		1	0		1		1	0		1	1	0	1	0	1	1	1	0	1.0	7.0			
農業	10	35		28	7		30		24	6		24	18	6	23	17	6	10	5	5	3.0	2.6			
畜産	4	12		7	5		11		6	5		10	5	5	10	5	5	4	1	3	2.8	6.0			
林業	7	13		8	5		12		8	4		10	6	4	8	4	4	2	1	1	6.0	3.2			
水産	2	11		8	3		10		8	2		8	7	1	8	7	1	2	1	1	5.0	3.7			
機械	1	7		7	0		4		4	0		3	3	0	3	3	0	1	1	0	4.0	—			
化学	3	20		17	3		12		11	1		9	8	1	9	8	1	3	2	1	4.0	8.0			
電気	4	14		13	1		9		9	0		6	6	0	6	6	0	4	4	0	2.3	3.0			
社会福祉(児童福祉)	4	14		0	14		13		0	13		11	0	11	9	0	9	4	0	4	3.3	3.7			
社会福祉(心理)	2	6		3	3		3		2	1		3	2	1	2	2	0	0	0	0	—	2.5			
上級試験(定期)小計	109	782		464	318		611		360	251		236	158	78	222	150	72	104	61	43	5.9	8.7			
土木(特別募集)	8	24		23	1		21		21	0		13	13	0	10	10	0	2	2	0	10.5	4.8			
林業(特別募集)	5	14		12	2		14		12	2		10	8	2	8	6	2	3	3	0	4.7	4.4			
上級試験(特別募集)	13	38		35	3		35		33	2		23	21	2	18	16	2	5	5	0	7.0	4.6			
上級試験合計	122	820		499	321		646		393	253		259	179	80	240	166	74	109	66	43	5.9	8.1			

(イ)警察官A

試験区分	採用予定人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官A男性	38	199	134	67.3%	109	88	38	3.5	3.3
警察官A女性	10	52	34	65.4%	26	22	10	3.4	3.7
計	48	251	168	66.9%	135	110	48	3.5	3.3

(ウ) 初級試験

a 初級試験

試験区分	採用 予定 人員	申込者数						第1次受験者数						受験率	第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (昨年倍率)		
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男性	女性				
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性															
行政	10	127	77	50	51	23	28	113	68	45	48	22	26	30	14	16	27	13	14	19	7	12	-	-
警察事務	1	24	4	20	44	21	23	23	4	19	39	19	20	9	2	7	9	2	7	3	1	2	-	-
学校事務	8	62	30	32	111	61	50	59	29	30	102	55	47	25	9	16	23	9	14	8	2	6	-	-
選択志望職種計	19	213	111	102	206	105	101	195	101	94	189	96	93	64	25	39	59	24	35	30	10	20	6.5	9.5
土木	7	25		21		4		18	15			3		11	9	2	11	9	2	8	7	1	2.3	2.0
林業	1	1		1		0		1	1			0		1	1	0	1	1	0	1	1	0	1.0	4.0
初級計	27	239		133		106		214	117			97		76	35	41	71	34	37	39	18	21	5.5	8.0

(工) 警察官B

試験区分	採用予定人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官B男性	36	211	140	66.4%	104	99	36	3.9	6.9
警察官B女性	8	48	37	77.1%	24	23	8	4.6	5.8
計	44	259	177	68.3%	128	122	44	4.0	6.7

工 試験成績の開示請求の状況
平成28年度の開示請求の状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験の種類	要綱に基づく請求						条例に基づく請求						合計					
	第1次試験		第2次試験		第1次試験		第2次試験		第1次試験		第2次試験		第1次試験		第2次試験			
	開示 対象者	請求者	請求率	開示 対象者	請求者	請求率	開示 対象者	請求者	請求率	開示 対象者	請求者	請求率	開示 対象者	請求者	請求率	開示 対象者	請求者	請求率
上級	375	39	10.4%	132	44	33.3%	611	0	0.0%	222	6	2.7%	611	39	6.4%	222	50	22.5%
中級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
初級	138	13	9.4%	37	17	45.9%	214	0	0.0%	71	0	0.0%	214	13	6.1%	71	17	23.9%
上級(特別募集)	12	0	0.0%	18	6	33.3%	35	0	0.0%	18	0	0.0%	35	0	0.0%	18	6	33.3%
警察官	82	11	13.4%	171	28	16.4%	345	0	0.0%	232	0	0.0%	345	11	3.2%	232	28	12.1%
身障	8	0	0.0%	6	2	33.3%	17	0	0.0%	7	0	0.0%	17	0	0.0%	7	2	28.6%
計	615	63	10.2%	364	97	26.6%	1,222	0	0.0%	550	6	1.1%	1,222	63	5.2%	550	103	18.7%

(注) 1. 「要綱」とは、採用試験にかかる個人試験成績の開示事務取扱要綱、条例とは「個人情報保護条例」を指す。

2. 要綱に基づく開示対象者は

- 1. 1次試験開示対象者＝第1次受験者数－第1次合格者数
- 2. 2次試験開示対象者＝第1次合格者数－最終合格者数

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成 28 年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4 等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める場合

ア 一般職員

（身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途再計上。）

（単位 人）

職種の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5～7 等級
事務系	一般事務		5	1	2	9
	管理主事等			16	4	7
	計		5	17	6	16
技 術 系	医師		2	5	1	
	獣医師					5
	土木		1	2	1	
	林業	1				
	建築					
	研究職					
	薬剤師					3
	看護師				1	14
	その他			3		17
	計	1	3	10	4	39
合計		1	8	27	10	55
任命権者委任分（医師）						22

（注） 医師の 5 等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分（医師）」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
	警察官		10	4	3

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (29.4.1現在)
	行政 (初級試験相当)		16	2	—
		1			
学校事務 (初級試験相当)		1	1	—	1
		14			
合計		17	3	5.7	3

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成28年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
	警 部	一般試験	105	15
専門試験		15	1	15.0
警 部 補	一般試験	206	31	6.6
	専門試験	48	6	8.0
巡査部長	一般試験	383	33	11.6
	専門試験	28	4	7.0
合 計	一般試験	694	79	8.8
	専門試験	91	11	8.3

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成28年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職の等級 職種	1等級	2等級	3等級	4等級
事務	17	37	51	54
技術	8	19	41	47
合計	25	56	92	101

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

階級 職種	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官	8 (8)	2 (20)	3 (15)	5 (1)

(注) () 内は退職時昇任の数である。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与等に関する報告及び勧告（平成28年10月19日）の骨子

- 1 ボーナスの支給月数は2年ぶりの引上げ、給料表は改定なし
 - (1) 民間のボーナス（4.05月）との均衡を図るため、期末手当・勤勉手当を引上げ（0.1月分）
 - (2) 月例給は、職員が民間を下回っていることが認められたが、その較差（196円、0.06%）は極めて小さいため、改定なし
- 2 医師等の初任給調整手当を引上げ
- 3 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

1 民間給与との比較

県内101事業所の4,122人の個人別給与を实地調査（調査完了率 93.5%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレース方式）

民間給与（A）	職員（行政職）の給与（B） （平均年齢 43歳1月）	較差（A）－（B） （（A－B）÷B×100）
346,302円	346,106円	196円（0.06%）

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		（参考）国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成28年	4.05月	3.95月	4.32月	4.20月

2 本年の給与等に関する事項

(1) 改定の内容

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師等の支給月額の限度を国に準じて引上げ
413,300円 → 413,800円
- (イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師等の支給月額の限度を引上げ
67,300円 → 67,400円

イ 扶養手当

国の見直しに準じ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額の6,500円に引き下げるとともに、子に係る手当額を1万円に引上げ

行政職給料表7級以上及びこれらに相当する職務の級の職員については、子を除く扶養親族に係る手当を廃止

手当額の改定については、見直しによる影響を緩和する必要があることから、段階的に実施

ウ 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分 → 4.05月分
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期		12月期	
28年度	期末手当	1.20月	(支給済み)	1.35月	(改定なし)
	勤勉手当	0.70月	(支給済み)	0.80月	(現行0.70月)
29年度 以降	期末手当	1.20月		1.35月	
	勤勉手当	0.75月		0.75月	

(2) 実施時期

- 平成28年12月期の期末手当・勤勉手当
平成28年12月1日
- 初任給調整手当、扶養手当及び平成29年度以降の期末手当・勤勉手当
平成29年4月1日

(3) 勧告に基づく職員の平均年間給与額の試算(行政職 平均年齢43歳1月)

	勧告前(A)	勧告後(B)	(B) - (A)
平成28年	558.1万円	561.7万円	3.6万円

(4) 報告事項

ア 給料表

職員の給与が民間給与を下回っているが、その較差は極めて小さなものであり、給料表の改定を行わないことが適当

イ 期末手当・勤勉手当

来年度以降の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、国に準じ、「優秀」以上の成績率と「良好(標準)」の成績率の差の拡大を図るとともに、再任用職員についても、「優秀」の成績率を「良好(標準)」の成績率よりも一定程度高くなるように設定することが必要

ウ 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合でも昇給・勤勉手当において直ちに不利にならないよう取り扱うとともに、介護休暇・育児休業等についても同様に取り扱うこととしている国の措置状況を踏まえて、適切に対応することが必要

3 給与制度の総合的見直しに関する事項

昨年4月から国家公務員が実施している地域間及び世代間の給与配分の見直しについて検討した結果、昨年までと同様、現時点では特段の見直しが必要と認められないため、これらに伴う給料表の改定は行わないこととすることが適当

4 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

引き続き、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性を高めていくことが必要であり、研修の充実や評価に関わる面談の機会などを通して職員の制度理解を深めるとともに、制度や運用全般に対する工夫や改善の視点を持ち、取り組むことが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

縮減に向けた様々な取組にもかかわらず、時間外勤務は依然として増加傾向が見

られ、なお業務の進め方の工夫・改善などに努めることが重要

各任命権者のそれぞれの実情に応じて、なお一層、きめ細かに縮減に向けて取り組むとともに、管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理が自らの重要な職責であることを自覚し、適切な勤務時間管理に努めることが必要

時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、組織的に縮減に取り組むことが重要

知事部局においては、8月に発出された副知事通知による時間外勤務の縮減等の取組により着実に成果を上げることが期待

学校現場では、教員の多忙化の解消に努めていくことが必要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

特に、メンタルヘルス対策については、重点的な取組が必要であるため、予防から再発の防止に至るまでの各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要

(4) 仕事と家庭生活の両立

次世代育成支援行動計画に掲げる目標の達成に向けて、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、着実に実行することが必要

人事院が勧告した介護休暇の分割取得等については、今後の国の措置状況を踏まえて適切に対応することが必要

(5) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を侵害するのみならず、心身の健康を害する行為であり、その防止及び解決は重要な課題

アンケート結果からは潜在化した事例が認められるため、研修内容の充実に取り組むとともに、相談窓口については、相談しやすい体制であるかを職員側の視点から常にチェックするなど、より実効性のある対策につなげていくことが必要

(6) 雇用と年金の接続

引き続き再任用制度の周知や意向調査等により、培ってきた能力や経験を活用できる職務への配置に努めることが必要

今後さらに再任用職員の増加が見込まれることから、職員全体のモチベーションの確保、組織活力の維持、若手職員の安定的・計画的な確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理の在り方について検討を進めることが必要

本年は給料表の改定は行わないが、再任用職員の給与の在り方については、引き続き国の動向を注視していくことが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 28 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0

(2) 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0

4 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して審査請求をすることができる。

人事委員会はその審査請求を受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成28年度における審査請求とその処理状況は、次のとおりである。

審査請求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
3	0	3	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	3

※ 年度末係属数の3件は、昭和41年以前の事案である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
0	0	0	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
5,283 (15)	0	5,283 (15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	5,283 (15)

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。